

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成26年第 6 回久山町議会定例会)

平成26年12月 3 日

午前 9 時30分開会

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案審議

議案第56号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例について (26久山町条例第19号)

議案第57号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
について (26久山町条例第20号)

議案第58号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
(26久山町条例第21号)

議案第59号 久山町営住宅条例の一部を改正する条例について  
(26久山町条例第22号)

議案第60号 久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定につい  
て (26久山町条例第23号)

議案第61号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の制定について (26久山町条例第24号)

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第64号 土地取得について

議案第65号 町道路線の認定について

議案第66号 町道路線の廃止について

議案第67号 平成26年度久山町一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第68号 平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第69号 平成26年度久山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 4 請願について

\* 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

日程第 5 本会議の日程について

\* 一般質問について

\* 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	吉村雅明	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	有田行彦
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番	山野久生	3番	阿部文俊
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	伴義憲	会計管理者	松原哲二
税務課長	川上克彦	健康福祉課参事	物袋由美子
田園都市課長	實淵孝則	上下水道課長	矢山良寛
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	久芳義則
町民生活課長	森裕子		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第6回久山町議会12月定例会を開会いたします。

ここで12月定例会開会に当たり町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 大変厳しい寒さになってまいりました。12月定例会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに12月定例会を招集しましたところ、議会全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年もあと残すところ1カ月足らずとなってまいりました。アベノミクス解散と称される第47回衆議院議員の総選挙が昨日火ぶたを切りました。安倍総理は去る11月21日の解散を前に、来年10月に予定していた消費税率10%への再引き上げの時期を1年半先送りすることを表明し解散に今回踏み切られました。ちょうど2年前の解散選挙とほぼ同じ時期に行われるもので、師走の月と相重なってこれから2週間慌ただしい様子を呈するようになってくるのではないかと考えています。

今回の選挙では解散理由とその選挙の争点が与・野党で食い違った点も多くありますが、有権者が投票の基準をどこに重きを置くかによって結果が変わるかもしれません。しかしながら、第2次安倍内閣のアベノミクスによって株価の上昇や労働者の賃金アップ、企業の雇用求人倍率が1.1に改善したことなど、そのような状況を見ます限りは、長年続いてきた我が国の日本経済のデフレ感が軽減され、一定の景気回復が得られているのではないかという感じは私個人強くしているところでございます。しかしながら、原発問題や社会保障、教育、子育て、TPP交渉、そしてアジア近隣諸国を取り巻く外交問題と安全保障など、あらゆる分野の政策含めて今回安倍総理は国民にその信を問うようになったわけですから、今度は有権者が選挙参加の権利を放棄せず自分の意思をはっきりと1票に投じることが大切ではないかなと思います。

さて、選挙はさておき、安倍総理は地方創生担当大臣に石破茂氏を任命し、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対処していくために今年9月3日、まち、ひと、しごと創生本部を設置し、さらに地方創生法案を制定し、政府一体となってこれを取り組んでいくこととしました。石破大臣は、これからは地方がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、地方自らが知恵を出し、自分たちの町はこう

やって町の活性化を進め存続していきたいという方策を国に提案してほしい、それに対し国は積極的に支援をしていきたい、こう述べています。これまで地方は町の税収だけでは不足する財源を国の交付税に依存して財政の安定化を図ってまいりました。しかしながら、今日、国が約1,000兆円の負債を抱えている現状下におきましては、地方がいつまでも国に対しおんぶにだっこしてられる時代というのは、やがて終えんを迎えようとしていることに私たち自治体は強い危機感を持って臨んでおく必要があるのではないかと感じています。

さて、本町におきましても今後急速に伸びる高齢化率や人口減少、また若い後継者が育ってない農林業や商工業の振興対策をどうするのか、町の産業を活性化し、かつ高齢者の健康と生きがいの場を作る、若い世代の定住者を確保するための政策を早急に進めていく必要があります。そのための今年度重点事業として位置づけています食のひろば、いわゆる観光交流センター事業は、これまで県の事業である道の駅との一体型でいくのが望ましいという考えのもとに県と協議を進めてまいりました。残念ながら県の道の駅事業に関しては現時点では本町議会の十分な御理解が得られてないとの御指摘がありましたので、改めて県の道の駅事業と一体化するかについては、今後また議会の皆様と議論を重ね、同意を得られた上で再度県に対してお願いしていくことと考えています。

そして一方、既に本年3月議会で予算を議決いただいています町が行う観光交流センター事業につきましては、平成25年度の国の都市再生整備事業予算で予算補助をいただいております。平成25年度の繰越予算であり、今年度内に事業を遂行する必要があること、そしてまた町の農業振興や商工発展も待ったなしの状況にあることから、観光交流センターの事業につきましては食のひろばの配置等計画内容を一部変更した上で予定どおり進めていきたいと考えています。ぜひ御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、地域の開発を進めるに当たりましては、今後早急に農業生産者、商工業者、地域住民、首羅山整備関係者や専門家等を交えた研究会を組織し、十分意見を拝聴しながら進めてまいりたいと考えています。

本日の12月議会に提案しますのは、条例案件が6件、一般会計補正予算ほか全部で14の案件をお願いするものでございます。それぞれの議案の詳細につきましては担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議しましたが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。2番山野久生議員、3番阿部文俊議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成26年12月3日から12月12日まで10日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より12日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、議案審議の方法。議案第56号から議案第69号を一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、請願について。手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願。所管委員会に付託し、会期中に委員会審査を行う。請願は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、本会議の日程について。一般質問について。平成26年12月4日木曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成26年12月12日金曜日9時30分、最終本会議を行い、議案第56号から議案第69号を一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

なお、本日は久山中学校の3年生が議会の傍聴を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第3により議案の上程を行います。

まず、議案第56号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてお願いをするものです。次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が制定されたことに伴い、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年法律第129号）の一部が改正されたため、久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を改正し規定の整備をする必要から、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第57号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてお願いをするものでございます。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）が制定されたことにより、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年久山町条例第14号）の一部を改正し規定の整備を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第58号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてお願いをするものです。健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第356号）等が公布され平成27年1月1日に施行されるため、久山町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を改正し規定の整備をする必要から、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第59号久山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い所要の規定を整備する必要が生じたため提案するものであります。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたしますして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第60号久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（物袋由美子君） 本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第19条第1項第2号の規定により久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定が必要なため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第61号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（物袋由美子君） 御説明いたします。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、同法第34条の8の2第1項の規定により久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定が必要なため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第62号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（物袋由美子君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、久山町立保育所に係る指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第63号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（伴 義憲君） 御説明いたします。

本案は、久山町文化交流センター指定管理者を次のように指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

文化交流センターが本年3月31日をもって任期満了いたしますので、新たに選定をいたしますので、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御承認をしていただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第64号土地取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（伴 義憲君） 本案は、国史跡首羅山遺跡の公有地化のため財産を取得するため

に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産の表示、その1、所在地、糟屋郡久山町大字久原字首羅145番2、地目、山林、地積、2万1,603平米。取得金額、2,795万4,282円。契約の相手方、敬称を略します、糟屋郡久山町大字久原470番地、久芳シゲ子、同、久芳美津子、同じく久芳尚子、福岡市東区香椎駅東1丁目22番4号、本郷春代。

以上、共有名義でございます。

取得する財産の表示、その2、糟屋郡久山町大字久原字首羅146番地1、地目、山林、地積、3万914平米。取得金額、4,000万2,716円。契約の相手方、糟屋郡久山町大字久原523番地、實淵武博、同じく實淵博美、共有名義でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、審議の上、御承認をさせていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第65号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線につきましては、路線名、川原～久保線、起点、大字久原字川原3389番2先、終点、大字久原字久保3332番1先、延長152メートル、最小幅員7.75メートル、最大幅員7.75メートル。

路線名、西8号線、起点、大字久原字西2504番1先、終点、大字久原字西2502番4先、延長37.5メートル、最小幅員5メートル、最大幅員5メートルの2路線でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認させていただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第66号町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃

止するに当たり同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

廃止する路線につきましては、路線名、大谷4号線、起点、大字山田字荒河原2852番5先、終点、大字山田字荒河原2853番5先、延長46.3メートル、最小幅員2.7メートル、最大幅員6.32メートル。

路線名、大谷5号線、起点、大字山田字荒河原2866番4先、終点、大字山田字荒河原2869番1先、延長15メートル、最小幅員3メートル、最大幅員4.67メートル。

路線名、大谷6号線、起点、大字山田字荒河原2854番1先、終点、大字山田字荒河原2865番1先、延長21メートル、最小幅員3メートル、最大幅員4.77メートルの以上3路線でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第67号平成26年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度の久山町一般会計補正予算（第4号）をお願いするものです。既定の歳入歳出予算の総額45億6,830万円に歳入歳出それぞれ6,647万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,477万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、教育振興費の教育施設改修工事費、その内容は久山中学校プール横広場舗装工事費並びに照明等設置工事費で1,435万8,000円の増、田園居住区整備事業費1,210万9,000円の増、企画費では地域住宅モデル普及推進事業国庫金精算返納金1,984万4,000円の増、民生費では保育所運営委託料538万8,000円の増、衛生費ではヘルスC&Cセンター施設補修工事費、その内容はえびねホールトイレ補修工事費478万9,000円の増、農林水産業費では荒廃森林再生事業委託料395万4,000円の増、歳出総額で6,647万1,000円の増額となります。財源となります歳入は、国庫支出金のがんばる地域交付金2,292万2,000円、県支出金の荒廃森林再生事業交付金430万7,000円、立木売払収入484万9,000円、上久原土地地区画整理組合事務委託料900万円、繰越金4,172万9,000円等です。

詳細につきましては委員会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第68号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額6億849万1,000円から歳入歳出それぞれ802万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,651万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入予算の受益者負担金611万5,000円、繰越金191万3,000円を増額し、歳出予算の総務費の報償費を25万円、事業費の流域関連公共下水道事業費の修繕料を175万円及び諸支出金の財政運営基金積立金を602万8,000円増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第69号平成26年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既定の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額2億1,500万8,000円に291万円を追加し、収益的支出の予定額を2億1,791万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 以上で議案の上程を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 請願について

○議長（木下康一君） 次は、日程第4、請願について。

本日までに受理した請願は1件です。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

提出議員より説明がありましたらお受けいたします。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 請願について御説明いたします。

手話言語法制定に関する請願について説明をいたします。

手話とは、日本語を音声でなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であります。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であると明記されています。日本では平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同法22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定を国に強く要望する請願であります。よろしく御審議をお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 提出議員より趣旨説明が終わりました。

本件に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、本請願は第1委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本請願は第1委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時03分